

令和8年度

伊野南墓地公園使用者募集要項

いの町環境課

TEL088-893-1160

伊野南墓地公園使用者募集について

いの町では、伊野南墓地公園の永代使用者を募集します。ご希望の方は申込資格等にご注意いただき、お申込みください。

■ 申込資格と条件について

次のいずれかの条件を備える方で、**使用許可後 2 年以内に、確実に**お墓の設置ができる方。

- ① いの町に住所を有する方。(住民基本台帳に登載されている方)
- ② いの町に本籍を有する方。
- ③ いの町内に現に故人のお墓を有し、改葬先として、伊野南墓地公園を希望する方。

■ 募集区画(規定区画)

区画番号	区画数	1 区画面積	1 区画金額
W-11-1 W-12-2	2 区画	1.2 坪区画 (約 4.1 m ²) 間口 1.71m 奥行 2.40m	656,000 円
W-10-1	1 区画	1.5 坪区画 (約 5.1 m ²) 間口 2.13m 奥行 2.40m	816,000 円
W-6-34 E-9-30	2 区画	1.5 坪区画 (約 5.1 m ²) 間口 1.70m 奥行 3.00m	816,000 円

※ 1 区画金額は永代使用料、永代管理料の合計金額です。

■ **永代使用料** 1 m²あたり 130,000 円 (墓地区画の使用料)

■ **維持管理料** 1 m²あたり 30,000 円 (墓地区画以外の共用部分に係る管理料)

※ 永代使用料・維持管理料について

区画決定後、**令和 8 年 6 月 16 日 (火)** までに納付していただきます。一旦納付された使用料等は、使用許可を得てから 2 年以内に未使用のままで返還する場合に限り、納付金の 2 分の 1 しか還付されませんので、ご了解のうえ納付をお願いします。

○申し込み等に伴う注意事項

- (1) 原則 1 世帯 1 区画です。一人の方が重複して申し込みはできません。
- (2) 既に使用許可を受けている世帯の方は申し込みの対象になりません。
- (3) 「申し込み者」以外は墓地の使用ができませんので、必ず「使用者」となる方の名前で申し込みをしてください。申込書提出後は、「申込者」の変更並びに訂正はできません。
- (4) 申し込み者が県外在住等で申込書を持参できない場合は、代理人の方の申し込みを受け付けますので、申し込み者の状況を把握されている方を代理人として申し込んでください。
- (5) 申し込みをされた方には「伊野南墓地公園使用者抽選参加票」をお渡ししますので、抽選日に必ずご持参ください。
- (6) 次の場合は不適切な申し込みとして、申し込みを無効としますのでご注意ください。また、当選後に判明した場合でも資格を取り消します。
 - ・一人で複数申し込んだ場合。
 - ・同一世帯と判断される複数の方が、複数申し込んだ場合
 - ・既に使用許可を受けている世帯の方が申し込んだ場合。
 - ・複数世帯より同一のお墓の改葬を目的に、申し込みをした場合。
 - ・所定の様式以外での申し込みをした場合。
 - ・申込書等に虚偽記載がある場合。
 - ・申し込み者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員に該当する場合。
 - ・その他、これらに類すると認められる場合。

■ 抽選について

○抽選場所

いのホール（いの町役場1階）

○抽選日時

令和8年5月17日（日）受付時間 9：00～9：30

※必ず時間までに受付をしてください。

※「伊野南墓地公園抽選参加票」を持参の上、申込者ご本人がおいでください。（本人でない場合は委任状を持参してください。）

※ 時間に遅れた場合は、抽選への参加をお断りする場合があります。

○抽選方法について

- (1) 抽選方法はくじ引きです。まず申込書受付順に予備抽選を行い、本抽選でくじを引く順番を決定します。
- (2) 前記の抽選によって決まった順番で本抽選を行い、すべての本抽選終了後にくじ番号の若い順に、購入区画を選択していただきます。
- (3) 希望区画が残ってない場合は辞退することができます。（辞退された際は、次順位の方が選択を行います。）
- (4) 募集区画数以下の応募であった場合も同様に、区画場所を決めるための抽選を行います。
- (5) 抽選で決定した区画の交換、変更はできません。
- (6) 抽選の結果、使用権利を得られた方には、「墓地関係書類一式」、「使用料、管理料の納付書」をお渡ししますので、**令和8年6月16日（火）までに**、「墓地使用許可申請書」、「誓約書」、「使用料、管理料の領収書」の提出をお願いします。指定期日までに書類の提出や納付がない場合は、資格が取り消しになる場合があります。

申込みから埋蔵等の流れ

- 1 **応募申込み** 「伊野南墓地公園利用者申込書」に記入押印し、添付書類と一緒に環境課へ提出してください。
- 2 **抽選券** 環境課から郵送された抽選券を受け取ってください。
- 3 **抽選会** 抽選券を持参の上、指定日時に指定場所へ行き、抽選会に参加してください。
- 4 **使用許可申請** 「墓地使用許可申請書」、「誓約書」及び使用料、管理料の「納付書」を受領します。「墓地使用許可申請書」に「誓約書」、使用料、管理料の領収書を添付のうえ、環境課へ提出してください。
※いの町内に住所のない方は、いの町内に住所のある方を代理人に選定しなければなりません。
「墓地使用者代理人選定届」を、「墓地使用許可申請」時に提出してください。
- 5 **使用許可証受領** 「墓地使用許可申請書」、「誓約書」及び使用料、管理料の領収書を確認後、「墓地使用許可証」をお渡しします。
(領収書は確認後お返しします。)
「墓地使用許可証」は大事に保管しておいてください。
変更事項が生じた場合、使用权の承継の場合に必要なになります。
- 6 **墓石等の設置** 「墓地工作物等設置等承認申請書」を提出し、「墓地工作物等設置等承認書」を受け取り後に施工してください。
高さ等の規制がありますので、申請前にご確認ください。
- 7 **遺骨の埋蔵** 「墓地埋蔵・改葬届」に「火葬許可証」又は「改葬許可証」を添付のうえ提出後埋蔵してください。焼骨以外は埋蔵できませんので、ご注意ください。

その他の届け

- 使用者が死亡した場合等で、相続人、親族等に墓地の使用権を移す場合は、「墓地使用権承継申請書」を提出し、「墓地使用権承継許可証」の交付を受ける必要があります。

- いの町外に住所がある使用者の方は、「墓地使用許可申請」の際に「墓地使用者代理人選定届」を提出し、いの町内に住所のある方を代理人に選任する必要があります。使用許可後に使用者がいの町外に転出された場合も、代理人を選任する必要があります。

- 使用者、代理人の住所等を変更した場合は、「墓地使用者住所等変更届」の提出が必要になります。

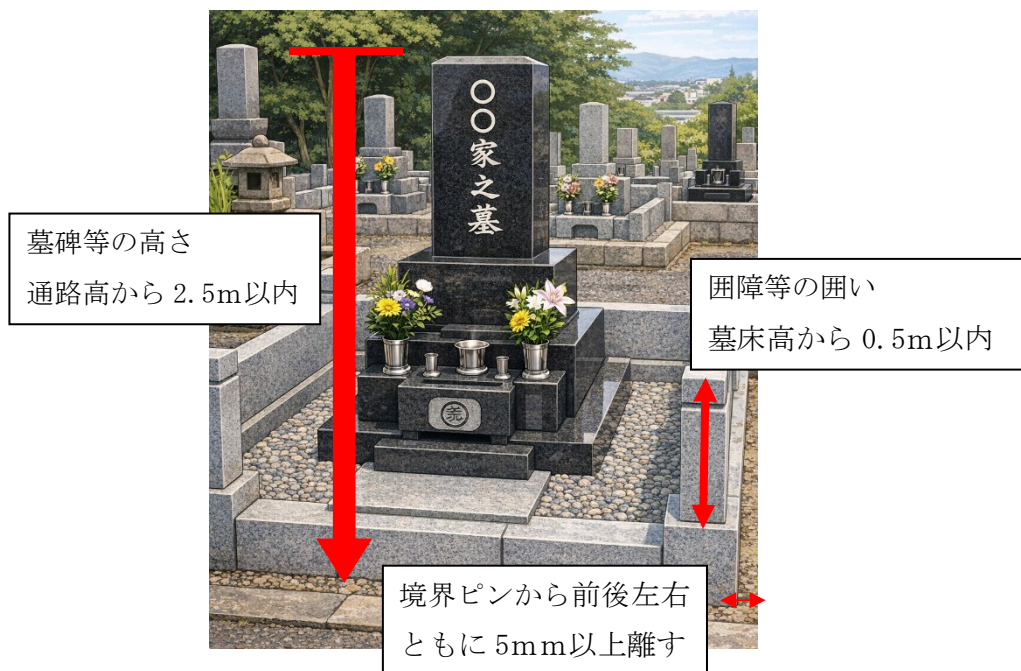
- 墓地を返還する場合は、「墓地返還届」を提出する必要があります。

- 他の墓地から伊野南墓地公園に改葬する場合は、「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」の交付を受けなければなりません。環境課で取り扱っておりますので、該当される方は、お問い合わせください。(別途、「墓地埋蔵・改葬届」の提出も必要。)

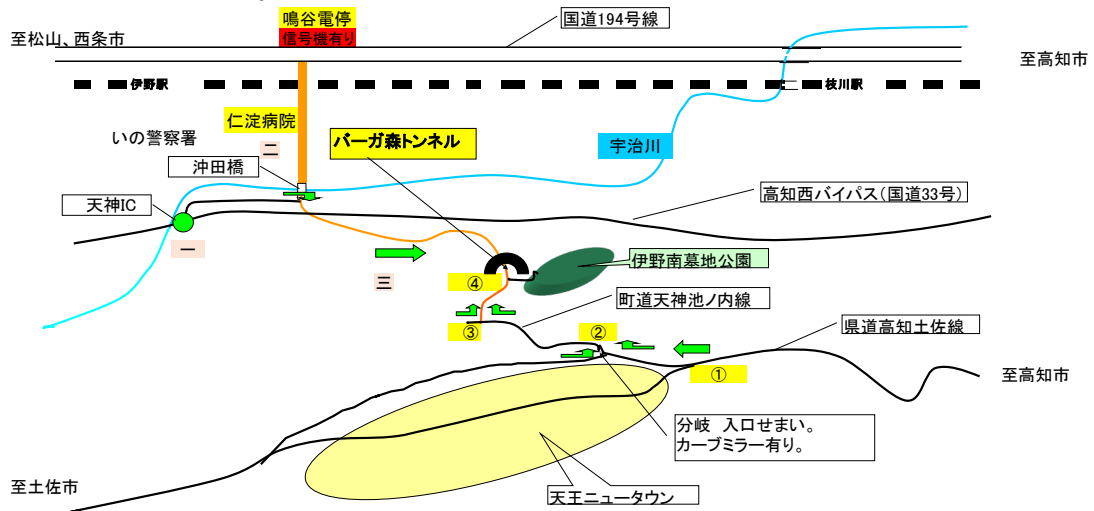
墓石等の設置制限

- 1 巻き石以上の盛り土はできません。
- 2 墓碑等の高さは、通路高から2.5m以内とする。
- 3 囲障等の囲いは墓床高から0.5m以内とする。
- 4 墓石等は、境界ピンから前後左右ともに5mm以上離して設置すること。
- 5 上屋施設は設置しない。
- 6 樹木の植栽はしないこと。
- 7 墓標の建立は原則1区画1基とする。
- 8 南側の通路より墓所入口を取る。
- 9 排水を取る場合は、通路側に排水口を設けること。

<墓石等設置イメージ図>



伊野南墓地公園 位置図



○国道194号線からのアクセス

国道194号線から、仁淀病院方向へ入り、バーガ森トンネルを抜け、トンネル出口ですぐ左折して、伊野南墓地公園に入る。

○針木、天王方面からのアクセス

- ① 県道高知土佐線と町道天神池ノ内線との分岐を町道の方へ入ります。
- ② 次の分岐を右折します。入り口が少し狭くなっていますのでご注意ください。
- ③ 坂道が上がっていくと峠に四叉路があります。ここで右折しバーガ森トンネルまで1本道です。
- ④ バーガ森トンネル手前を右折して伊野南墓地公園に至る。

○高知西バイパス（国道33号）からのアクセス

- ① 高知西バイパスの天神ICを降りたら、「いの町街方面」へ曲がる。
- ② 宇治川沿いに東へ進み、左側に「沖田橋」が見えたら、信号を右折。
- ③ 坂道が上がって行き、バーガ森トンネルを通る。
- ④ バーガ森トンネルを出たところを左折して、伊野南墓地公園に至る。